

令和8年度ふくしま介護テクノロジー導入モデル事業モデル地域募集要項

1 目的

今後、介護サービスの需要がさらに高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、介護テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上を推進していく必要がある。

他方で、中小事業者が単独で取組を行うのはマンパワーや費用面から難しいといった課題があることから、地域でのまとまりをもった取組や優良事例の横展開に対する支援を行うことを目的とする。

2 事業内容

モデル地域は、県が業務委託するコンサルタントの協力の下、以下の取組を実施する。

なお、本事業におけるコンサルタントの費用は県が負担する。また、業務改善の中で新たに介護テクノロジーを導入することとなった場合の費用についても本事業において県が補助する。

- (1) 介護テクノロジーを有効活用するうえでの課題・原因の分析
コンサルタントと協議を行い、課題分析を実施する。
- (2) 業務改善策の検討
課題に対する業務改善計画を策定する。
- (3) 業務改善策の遂行
業務改善計画に基づき、業務改善策を遂行する。
- (4) 介護テクノロジーの導入
業務改善策の遂行に必要となる介護テクノロジーを導入する。
- (5) 効果検証
業務改善策の効果について検証を行い、コンサルタントの報告書等作成に協力する。
- (6) 成果報告会への参加
コンサルタントが開催する、県への業務改善計画の成果報告会に参加する。
- (7) 他施設からの問い合わせ対応【随時】
県内の介護サービス事業者等から、業務改善の取組内容について質問があった場合は自社事業に支障のない、可能な範囲で対応すること。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、モデル地域選定の日から令和9年3月末までとする。

4 募集対象及び募集数

以下（１）、（２）に該当する複数の県内介護事業所（５事業所程度）で構成されるモデル地域を募集対象とする。

（１）事業種別

- ア 県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所
- イ 県内に所在する老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

（２）施設・事業所の状況

- ア これから初めて又は追加で介護テクノロジーを導入したいと考えている事業所
- イ 現在導入している介護テクノロジーをより有効的に活用したい事業所

（３）募集数

３モデル

5 応募資格

4に該当し、かつ2の「事業内容」を実施できること。

過去に県の同様の事業を受けたことによる応募の制限は設けない。

6 提出書類

各モデル地域の代表事業者が申請者となり、以下の書類正本1部を提出すること。

なお、申請に必要な経費は申請者の負担とし、申請書類は返却しない。

（１）モデル地域指定申請書

- ア モデル地域指定申請書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）

（２）代表事業者概要

- ア 法人定款
- イ 直近2か年の法人決算書の写し
- ウ 建物平面図
- エ その他（組織図、パンフレット等）

（３）提出期限

令和8年5月22日（金）17時00分 必着

（４）提出方法

持参又は郵送

（５）提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県高齢福祉課 小林

電話 024-521-7533

7 選考方法

(1) モデル地域の選定

モデル地域の決定に当たっては、6（1）イにおいて提出された事業計画書を複数の審査委員が書面審査し、モデル地域を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目及び配点		評価の視点
業務理解 (20点)	業務理解 (20点)	本事業の内容・趣旨（コンサルタント協力のもと行う事業内容）が理解できているか。
組織体制 (30点)	業務体制 (30点)	法人幹部や現場職員等幅広い役職を持つ職員で業務改善を実施する体制となっているか。
現状と今後 (50点)	現状理解 (20点)	組織の介護テクノロジーの現状や課題を認識しているか。
	今後の見通し (30点)	本事業を実施して目指す姿があるか。

(3) モデル地域

- ア 審査委員ごとに計画書の評価・採点を行い、各審査委員の採点結果を集計する。
- イ 各審査項目に0点がなく、総得点が高い計3者をモデル地域とする。

8 スケジュール

日程	内容
令和8年5月22日（金）	申請書等提出期限
令和8年5月下旬	選定審査（書面審査）
	モデル地域の選定通知

9 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けない。

また、モデル地域として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合

- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他

- (1) 申請は、同一法人であっても、県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所による申請が可能なものとする。
- (2) 業務改善の中で新たに介護テクノロジーを導入することとなった場合の費用等、当事業により発生する費用は県が補助する。(補助率10/10、補助上限額2,000万円/モデル)
※詳細は別途案内
- (3) 申請書は、本事業のモデル地域の選定以外の目的に使用しない。ただし、福島県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 提出期限を過ぎて提出された申請書は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めないが、県の指示による場合はこの限りでない。
- (5) モデル地域選考にあたって、必要に応じて申請事業所に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 県は好事例の横展開を目的として、モデル地域に属する事業所の名前や取組について、県ホームページ等で公開する。

11 問合せ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 (西庁舎7階)

福島県高齢福祉課 小林

電話 024-521-7533 FAX 024-521-7748

E-mail : kourei-kaigorobot@pref.fukushima.lg.jp